

○安来市お試し住宅条例施行規則

平成28年6月30日

規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、安来市お試し住宅条例（平成28年安来市条例第33号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 条例第4条の規定に基づきお試し住宅を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として使用開始を希望する日の14日前までに使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、使用資格の調査上必要がある場合においては、申請者に対し必要と認める書類等の提示を求め、又は提出させることができる。
- 3 市長は、提出された使用許可申請書の内容を審査して使用の適否を決定し、その結果について使用許可通知書（様式第2号）又は使用却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、使用の許可に際し必要な条件を付すことができる。

(費用負担)

第3条 条例第4条の許可を受けた申請者（以下「使用者」という。）のお試し住宅の使用に係る光熱水費（屋外灯を含む電気、ガス、上下水道、通信の使用及び日本放送協会に支払う受信料）などの必要経費についての費用負担は、別表のとおりとする。

- 2 前項のほか次に掲げる費用は、使用者の負担とする。ただし、市長が使用者に負担させることが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 汚物及び塵埃の処分等清掃衛生に要する経費
- (2) 障子、ふすまの張替え、ガラスの取替え、電灯施設等破損した小破修理に要する経費
- (3) 飲食費並びに消耗品（日常生活に係るものに限る。）、寝具及びお試し住宅に備え付けの器具以外の器具に要する経費

- 3 第1項の費用負担について、使用者は、市の指定する方法により納めるものと

する。

4 前項により納付した費用負担は、還付しない。ただし、市長が特に認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

5 前項の規定により費用負担を還付する割合は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 災害、使用者又は親族の疾病その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合 既に納付した費用負担から使用済期間分の費用負担を差し引いた金額の100分の100

(2) 市長が特に必要と認め、使用期間を短縮した場合 既に納付した費用負担から使用済期間分の費用負担を差し引いた金額の100分の100

(3) その他やむを得ない事由により市長が特に認めた場合 その都度市長が決定する割合

(許可の取消し)

第4条 市長は、条例第9条の規定により許可を取り消した場合は、使用許可取消通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、口頭で許可を取り消したのち使用者に通知するものとする。

(明渡し)

第5条 使用者は、お試し住宅の使用期間が満了する場合又は使用をやめる場合は当該期間が終了する日までに、条例第9条の規定により使用許可が取り消された場合は直ちにお試し住宅を明け渡さなければならない。この場合において、使用者は、通常の利用に伴い生じた住宅の損耗を除き、お試し住宅を原状に回復しなければならない。

2 使用者は、前項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、市長の指示に従わなければならない。

3 使用者は、第1項後段の規定に基づく原状回復を行わないときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(終了報告)

第6条 使用者は、お試し住宅使用終了時（第4条の規定により許可を取り消された場合を除く。）に終了報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(立入り)

第7条 市長は、お試し住宅の防火、火災の延焼、構造の安全その他お試し住宅の管理上特に必要があると認めるときは、使用者の承諾を得ずにお試し住宅内に立ち入ることができる。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(使用期間の延長)

第8条 使用者は、条例第5条第2項の規定により使用期間の延期をしようとする場合は、使用期間の終了する前に市長に対して使用期間延長許可申請書（様式第6号）を提出するものとする。

2 市長は、提出された使用期間延長許可申請書の内容を審査して使用の適否を決定し、その結果について使用期間延長許可通知書（様式第7号）又は使用期間延長却下通知書（様式第8号）により使用者に通知するものとする。

(使用期間の延長後の対応)

第9条 前条第2項による使用期間延長の許可を受けた使用者のお試し住宅の使用については、第3条から第7条までの規定を適用する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、お試し住宅に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

使用期間の区分	費用負担
1泊（使用者1名）	1泊当たり1,000円
使用者（就学児から）1名追加ごと	1泊当たり100円